

## 令和8年4月からの組織変更について

令和8年4月より、庶務係を廃止し、長寿支援係と介護保険係の2係となります。現行の分掌事務は下記のとおり分かりますので、問い合わせの際にはご注意ください。

令和8年3月まで

庶務係【0561-76-8138】	
1	高齢者保健福祉計画に関する事。
2	介護保険運営協議会に関する事。
3	老人福祉施設の整備に関する事。
4	介護保険施設等に関する事。
5	介護サービス事業者等の指定及び指導に関する事。
6	課の庶務に関する事。



令和8年4月から

長寿支援係【76-8143】、【76-8138】	
1	老人福祉施設及び介護保険施設等に関する事。
2	介護サービス事業者等の指定及び指導に関する事。
3	課の庶務に関する事。

介護保険係【76-8144】	
1	高齢者保健福祉計画に関する事。
2	介護保険運営協議会に関する事。
3	介護保険特別会計予算に関する事。

# 尾張旭市役所の 開庁時間を 変更 します。



▲ 市ホームページ

変更前

午前8時30分～午後5時15分

変更後

第1段階【令和8年1月13日から9月30日まで】

## 午前9時～午後5時

第2段階【令和8年10月1日以降】

## 午前9時～午後4時

※電話についても、原則として開庁時間に合わせた運用とします。

対象施設

市役所本庁舎・保健福祉センター

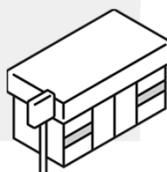
※公民館、図書館、総合体育館等は除く。

### 来庁不要なサービス👁

下記のとおり来庁不要なサービスを実施していますので、ぜひご利用ください。

#### 証明書等コンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちであれば、全国のコンビニ等で住民票の写し等を取得することが可能です。

◀ コンビニ交付サービスの  
詳細はこちら

#### オンライン申請

手続によっては、スマートフォン等からオンラインで申請や届出を行うことができます。

◀ オンライン申請の  
詳細はこちら

問い合わせ先

★内容全般に関すること

企画部企画課

電話:0561-76-8105(直通)

★庁舎管理に関すること

総務部総務課

電話:0561-76-8111(直通)

## 開庁時間の変更に関するよくあるご質問(Q&A)

### Q1

開庁時間を変更する目的は？

A1.以下の目的を達成するため、開庁時間を変更することとしました。

#### ①政策立案・情報共有等の時間の確保(業務改善)

政策立案・情報共有等の時間を確保し、生産性の向上を図ることで、より質の高い行政サービスの提供につなげます。

#### ②職場環境の改善(働き方改革)

時間外勤務を前提とした職場環境を見直すことにより、働きやすい環境を構築し、優秀な人材の確保とその定着(職員のモチベーション向上)を図ります。

### Q2

開庁時間を変更する背景は？

A2.以下の背景を考慮し、開庁時間を変更することとしました。

#### ①恒常的な時間外勤務の発生

窓口対応に伴う準備や片付け、手続処理等のため、恒常的な時間外勤務が発生しています。

#### ②朝・夕の来庁者は限定的

日中(9時～16時)の来庁者が多く、朝・夕の来庁者は限定的です。  
(短縮時(第2段階)の影響は、来庁者の約13.6%)

#### ③来庁不要な手続を実施

ぴったりサービス(国運営)等のオンラインで可能な届出・申請、住民票の写し等のコンビニ交付、住民税等のオンライン決済などの来庁不要な手続を実施しています。



◀ オンライン申請の  
詳細はこちら



◀ コンビニ交付サービスの  
詳細はこちら

### Q3

開庁時間外に市役所での手続はできませんか？

A3.以下の開庁時間外に開設している窓口にて手続可能です。

#### ①日曜窓口

原則、毎月第2・4日曜日(午前8時30分～正午)に市民課関連業務(マイナンバーの手続等)の窓口を開設

#### ②休日・時間外の戸籍の届出

戸籍の届出を休日や夜間でも宿直室(市役所の東玄関横)にて受付

#### ③臨時窓口

保育園や児童扶養手当等の手続の繁忙期に夜間臨時窓口を開設

※随時、ホームページや広報等で周知します。